

松本市告示第427号

松本市高齢者自転車用ヘルメット助成事業実施要綱を次のように定める。

令和6年8月1日

松本市長 臥雲 義尚

松本市高齢者自転車用ヘルメット助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の交通安全を図るため、高齢者の自転車用ヘルメット購入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証等を受けた新品のものをいう。

ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク

イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク

ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク

エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク

オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSマーク

カ アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、市長が認めるもの

(2) 事業協力店 ヘルメットを販売している市内の店舗で、この事業に協力する店舗として市に登録されたものをいう。

(対象者)

第3条 事業の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 申請を行う年度の3月31日において、満65歳以上となる者

(2) 市内に住所を有し、かつ、現に居住していること。

(3) 自身で使用するためにヘルメットを購入すること。

(助成内容)

第4条 市は、対象者が次条第2項に規定する補助券を利用して事業協力店で購

入するとき、購入金額（消費税及び地方消費税を含む。）の2分の1を助成するものとする。ただし、助成額は3,000円を上限とする。

2 前項の規定により算出した助成額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 当該ヘルメットの購入費用に対し、他の補助金の交付を受けたものは助成対象外とする。

（申請）

第5条 助成を受けようとする者は、身分証明書等の写し提出又は提示した上で松本市高齢者自転車用ヘルメット補助券交付申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその審査を行い、その可否を決定し、当該申請者に松本市高齢者自転車用ヘルメット購入補助券（様式第2号。以下「補助券」という。）を交付するものとする。

（補助券の有効期間）

第6条 補助券の有効期間は、交付の日から交付の日が属する年度の2月末日までの間とする。

（補助券の交付枚数）

第7条 補助券の交付枚数は、対象者1人につき1枚とする。

（利用方法）

第8条 補助券の交付を受けた者（以下「受領者」という。）は、事業協力店でヘルメットを購入する際、氏名、住所等を記入した補助券を事業協力店に提出し、購入金額から助成額を控除した金額を支払うものとする。

2 補助券は、ヘルメット1個の購入につき1枚に限り利用することができる。

3 補助券は、通信販売での購入には利用できないものとする。

（資格喪失時の補助券の返還）

第9条 受領者又は当該受領者と生計を一にしている者は、受領者が次のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに補助券を市長に返還しなければならない。

(1) 死亡したとき。

(2) 本市に住所を有しなくなったとき。

（破損又は汚損による再交付）

第10条 市長は、受領者が補助券を破損又は汚損した場合で、やむを得ない事情があると認めるときは、当該破損又は汚損した補助券を再交付することができる。ただし、紛失による再交付はできないものとする。

（事業協力店の登録）

第11条 事業協力店に登録しようとする店舗（以下「申請店」という。）は、次に掲げる誓約事項に同意の上、松本市高齢者自転車用ヘルメット助成事業協

力店登録申請書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

- (1) ヘルメットを購入しようとする受領者に対して、使用方法、サイズ選定等の説明を適切に行うこと。
 - (2) この要綱に規定する助成金の請求を適正に行うこと。
 - (3) ヘルメット購入者が提出する補助券の記載内容を身分証明書等により確認すること。
 - (4) 助成事業に係る帳簿その他の資料を常備し、市長が必要があると認めるときは提示し、又はその内容を報告すること。
 - (5) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員等に該当しないこと。
 - (6) 事業協力店の確認誤りなどにより受領者との間で発生した問題は、事業協力店で処理すること。
 - (7) 事業協力店として取り扱う個人情報については、漏洩しないよう管理するとともに、この事業の目的以外に使用しないこと。
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請店を事業協力店として登録するとともに、松本市高齢者自転車用ヘルメット助成事業協力店登録通知書（様式第4号）により、申請店に通知するものとする。
- 3 前項の規定による登録の有効期間は、登録した日の属する年度の翌年度の末日までとする。
- 4 市長は、第2項の規定による登録をした事業協力店が事業協力店として不適当であると認めたときは、当該登録を取り消すことができる。

（助成金の請求）

第12条 事業協力店は、ヘルメット購入者が提出した補助券を添付した請求書により、ヘルメットを販売した日の属する年度の末日までに助成金を市に請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、その内容を確認し、適当と認めたときは、速やかに助成金を支払うものとする。
- 3 市長は、受領者又は事業協力店が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたと認められる場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めることができる。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年8月1日から施行する。

松本市高齢者自転車用ヘルメット補助券交付申請書

年 月 日

(宛先)松本市長

次のとおり松本市高齢者自転車用ヘルメット補助券の交付を申請します。

申請者	
ふりがな	
氏名	
生年月日	大・昭 年 月 日 生
住所	〒 松本市
連絡先	
確認事項	申請に当たり、次の事項を確認し、遵守することを誓約します。 ☐ 交付を受けた申請者本人が利用します。他人への譲渡はしません。 ☐ 過去に自治体が実施するヘルメットに関する補助制度の適用を受けていません。

以下の欄は本人が申請する場合は記載不要です。

申請代理人		
ふりがな		
氏名		
連絡先		申請者との続柄

○申請時の持ち物

- ・申請者の身分証明書の写し【運転免許証又はマイナンバーカード】
- ※1 上記証明書がどちらも無い場合は保険証、診察券等 2 種類の証明書類。
- ※2 代理人が申請する場合についても、申請者の身分証明書の写しをお持ちください。

以下の欄は記入しないでください。

受付者記入欄		
受付日	交付日	補助券ナンバー
年 月 日	年 月 日	
【確認事項】 ☐ 申請者欄の記載漏れはありませんか。 ☐ 誓約事項の確認及び□に✓はしてもらいましたか。 ☐ 申請者が 6 5 歳以上であることの本人確認書類はありますか。 ☐ 受付者記入欄に交付する補助券のナンバーを控えめましたか。 ☐ 補助券に申請者の住所・氏名・生年月日を記載しましたか。		
確認ができたら補助券を交付してください。		受付者

No.



★松本市高齢者自転車用ヘルメット★

購入補助券

半額補助

最大3,000円

有効期限 / 年 月 日 () まで

氏名

生年月日

〔大昭〕 年 月 日

住所

補助対象者

令和 年 月 日 時 分 で65歳以上の方がご利用になれる補助券です。

補助額計算

税込価格から50%引きで購入できます(最大3,000円)
※補助額に100円未満の端数が生じた場合には切り捨てて計算します。(例 5,500円の場合⇒2,700円の補助)

利用時の注意点

1人につき1枚だけ交付となります。また、1つの商品にのみ適用となります。

様式第3号（第11条関係）

松本市高齢者自転車用ヘルメット助成事業協力店登録申請書

年 月 日

（宛先）松本市長

（申請事業者）

所在地

販売店名

代表者氏名

電話番号

メールアドレス

松本市高齢者自転車用ヘルメット助成事業実施要綱に規定する事業協力店の役割を務め、本事業に協力していくことに同意して、事業協力店の登録を申請します。

なお、事業協力店の登録に当たり、下記要件に該当することを確認しました。

記

当店において、次の認証を受けた自転車用ヘルメットの取扱いがあること。

- ☐ 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
- ☐ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
- ☐ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク
- ☐ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
- ☐ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク
- ☐ その他（ ）

様式第4号（第11条関係）

松本市高齢者自転車用ヘルメット助成事業協力店登録通知書

指令第 号
年 月 日

様

松本市長

年 月 日付けで申請のありました松本市高齢者自転車用ヘルメット助成事業協力店登録申請書について、下記のとおり登録しましたので、松本市高齢者自転車用ヘルメット助成事業実施要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 登録内容

- (1) 事業協力店名及び所在地
- (2) 事業協力店代表者氏名
- (3) 事業協力店電話番号
- (4) 事業協力店登録年月日
- (5) 事業協力店登録期間

2 登録に当たっての確認事項

- (1) 上記登録事項を、市ホームページに掲載します。
- (2) 事業協力店が要綱第11条の誓約事項を守らない等、市が事業協力店として不適切と判断した場合には、登録を取り消すことがあります。